

<嫡出否認調停>

1 概要

婚姻中に生まれた子は夫の子と推定されます。離婚後300日以内に生まれた子は、原則として、元夫の子と推定されますが、例外的に、その出生の時までに母が再婚した場合は、再婚後の夫の子と推定され、出生届を提出すると、再婚後の夫の子とする戸籍が作られます(※)。母が再婚していない場合は、仮に他の男性との間に生まれた子であっても、出生届を提出すると、元夫の子とする戸籍が作られます。このとき、(元)夫と子との親子関係を否定するためには、原則として本手続によることとなります。法律の改正により、申立権者の範囲が拡大しました。

※令和6年4月1日以降の出生に限ります。同日より前の出生の場合は、その出生の時までに母が再婚した場合であっても、離婚後300日以内に出生した子は元夫の子と推定されます。

この調停において、当事者双方の間で、子が(元)夫の子ではないという合意ができ、家庭裁判所が必要な事実の調査等を行った上で、その合意が正当であると認めれば、合意に従った審判がされます。

令和6年4月1日から1年間(令和7年3月31日まで)に限り、令和6年4月1日より前に出生した子についても、子又は母が申立てをすることができます。期間が限られますので、ご注意ください。

2 申立人(申立てができる人)及び相手方

申立人	相手方	原則的出訴期間
・父と推定される(元)夫	子又は親権を行う母	(元)夫が子の出生を知った時から3年以内

<p>・子 ※1 ※2 (親権を行う母、親権を行う養親、未成年後見人は、子のために (子を代理して) 申立て可)</p>	(元) 夫	子の出生の時から3年以内 ※3
<p>・母 ※1 ※2 (ただし、母による否認権の行使が子の利益を害することが明らかなきを除く。)</p>	(元) 夫	子の出生の時から3年以内
<p>・ (再婚後の夫の子と推定される子に関し) 母の再婚前の夫 ※1 (ただし、再婚前の夫による否認権の行使が子の利益を害することが明らかなきを除く。)</p>	再婚後の夫及び子又は親権を行う母	母の再婚前の夫が子の出生を知った時から3年以内

※1 令和6年4月1日以降に出生した子について申立てができます。

※2 令和6年4月1日から1年間に限っては、令和6年4月1日より前に出生した子についても、※1に関わらず、子及び母は、本手続を申し立てることができます。

※3 子は、(元)夫と継続して同居した期間が3年を下回る等の要件を満たすときには、21歳に達するまで(出生の時から3年が経過した後も)申立てができます。ただし、親権を行う母等が子のために(子を代理して)申立てをする場合には、この限りではなく、上記の原則的出訴期間(子の出生の時から3年以内)に限って申立てをすることができます。

3 申立先

相手方の住所地の家庭裁判所

(ただし、相手方との間で担当する家庭裁判所について合意できており、管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所でも対応することがで

きます。)

相手方の住所地が京都府内の場合の申立先は、次のとおりです。

(相手方の住所地)	(申立先)
下記以外の市町村	京都家庭裁判所
南丹市（旧美山町を除く），亀岡市，船井郡	京都家庭裁判所園部支部
舞鶴市	京都家庭裁判所舞鶴支部
宮津市，京丹後市，与謝郡	京都家庭裁判所宮津支部
福知山市，綾部市	京都家庭裁判所福知山支部

相手方の住所地が京都府以外の場合の管轄については、[裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域](#)をご覧ください。

4 申立てに必要なもの ※1※2

チェック欄

①	収入印紙・・・1200円分	
②	連絡用の郵便切手・・・140円切手×相手方数 84円切手×8枚 10円切手×10枚 5円切手×10枚 2円切手×10枚 1円切手×10枚 上記に加えて 500円切手×2枚×当事者数 100円切手×当事者数 84円切手×当事者数 10円切手×当事者数	
③	申立書・・・原本1通，写し1通	
④	進行連絡メモ	
⑤	送達場所の届出書	
⑥	申立人の戸籍謄本（全部事項証明書） ※3※4	

⑦	子の戸籍謄本（全部事項証明書）（出生届未了の場合，子の出生証明書 書写し及び母の戸籍謄本（全部事項証明書）が必要） ※3※4	
⑧	再婚後の夫の子と推定される子について嫡出否認の申立てをする場合 は、前夫（再婚前の夫）の戸籍謄本、前夫の住所を明らかにする書 面（住民票等） ※3※4	

提出の際には、必ず「書面を提出される方へ D」を予めご確認ください。

- ※1 ここに記載しているものは、審理のために標準的に必要なものであり、事
案によってはこの他の書類等の提出をお願いすることがあります。
- ※2 親子の関係がないことを明らかにするために、鑑定を行う場合もありま
す。
この場合、原則として申立人がこの鑑定に要する費用を負担することになり
ます。
- ※3 戸籍謄本等は3か月以内に発行されたものを提出してください。
- ※4 同じ書類は1通で足りません。

5 その他

【郵送提出の場合の宛先（支部を管轄とするものを除く。）】

郵便番号 606-0801

京都市左京区下鴨宮河町1番地

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係） あてに送付してください。

【問い合わせ】

電話番号 075-722-7211（代表）

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係）（受付後は担当の調停係にお問い合わせください。）